

令和7年度脱炭素・循環型社会の構築をめざした耐火材料の研究開発及び
新評価技術の確立に係る研究事業委託 意思確認及び提案を求める公告

本委託事業は、文部科学省補助事業「特別電源所在県科学技術振興事業」の一環として行うもので、各種耐火物を水素雰囲気下で加熱処理した後の耐食性・耐熱性等の各種特性を評価するとともに、得られた特性データについてデータベース化を図り、産業界に広く公開することで、耐火物産業の主たるユーザーである鉄鋼産業においてカーボンニュートラル実現に向けた取組として研究開発が進められている水素還元製鉄に対応した新たな耐火物の開発につなげることを目指すものである。

本事業は、水素還元製鉄に対応した新たな耐火物の開発に向け、水素雰囲気下での各種耐火物の加熱試験と特性評価及び評価試験技術の確立並びに試験データのデータベース化に向けた検討を行い、限られた期間内で研究成果を得ようとするものであり、実施に当たっては耐火物及びその特性等に関する高度な知見及び実験設備を必要とすることから、これらの研究開発の実績を有する一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、他の者で2の資格を満たし、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請するものである。

公募の結果、2の資格要件を満たすと認められる者がいない場合は、一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団と随意契約手続に移行する。

なお、2の資格要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団と当該応募者の提出する事業計画書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和7年4月24日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 提案に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度脱炭素・循環型社会の構築をめざした耐火材料の研究開発及び新評価技術の確立に係る研究事業
- (2) 業務内容 別添「令和7年度脱炭素・循環型社会の構築をめざした耐火材料の研究開発及び新評価技術の確立に係る研究事業仕様書」のとおり。
- (3) 業務期間 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

2 業務委託に参加できる者の資格

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 事務所所在地が岡山県内であること。
- (2) 株式会社、有限会社、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人通則法など特別法に基づく法人のいずれかの法人格を有していること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（令和11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（令和14年法律第154条）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去3年間、セラミックス等の高度化技術の研究開発を行った実績を有していること。
- (7) 当該業務の企画立案並びに実施に必要な能力及び体制を有していること。
- (8) 業務担当責任者等が、研究委託を管理する上で必要な高度な専門知識を有すること。

3 契約条項を示す場所等

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県産業労働部産業振興課 イノベーション推進班

電話：086-226-7380 FAX：086-224-2165

メールアドレス：innovation@pref.okayama.lg.jp

4 業務委託参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、5の提案書を次のとおり提出しなければならない。

(1) 仕様書及び様式の配布の期間及び場所

ア 配布期間 令和7年4月24日（木）から令和7年5月7日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 3の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部産業振興課ホームページからダウンロードすることもできる。（<https://www.pref.okayama.jp/page/970177.html>）

(2) 提案書の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和7年4月24日（木）から令和7年5月7日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(3) 提案書の審査

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(4) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

5 提案書

提出する提案書は、以下のとおりとする。

- (1) 提案書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）

- (3) 試験研究概要資料（様式第3号）
- (4) 支出計画書（様式第4号）
- (5) 法人に関する調書（様式第5号）
- (6) 業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）
- (7) 民間企業にあっては直近2期分の決算書、民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為が分かる資料及び直近2期分の決算書
- (8) 岡山県税の滞納がないことを証する書類

6 その他

- (1) 本事業は、文部科学省の令和7年度特別電源所在県科学技術振興事業補助金を活用して実施する事業であるため、会計検査院が実施する会計検査の対象となるため、当該業務にかかる経理事務等の的確な処理体制を有し、適切な事務処理が可能であること。
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (3) 業務委託契約書の作成を要する。
- (4) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口は、3の場所とする。
- (8) 業務の実施にあたっては、行政の補助として下記の事項を厳守すること。
 - ア 公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。
 - イ 業務上知り得た情報に対しては契約期間内及び業務完了後においても機密の保持が守られること。